



2026年5月13日

各位

会社名 ワイエイシイホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 百瀬 武文
(コード番号 6298 東証プライム)
問合せ先 取締役管理統括本部長 島山 督
(TEL. 042-546-1161)

株主提案（増配・定款変更）に関する当社取締役会の意見

当社は、2026年4月15日付「株主提案権行使に係る書面の受領に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社株主より2026年6月開催予定の第54回定時株主総会における議案について株主提案権（以下「本株主提案」といいます）の行使に係る2026年4月13日付の書面（以下「本株主提案書」といいます）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案について

(1) 提案株主

個人株主1名（保有議決権個数824個（総議決権個数の0.46%））

(2) 提案のあった議案

- ① 剰余金処分の件（下記（3）Ⅰが該当）
- ② 定款変更の件（下記（3）Ⅱが該当）

(3) 提案内容（本株主提案書面の原文どおりに掲載します）

会社法第303条に基づき、下記のとおり提案する。

Ⅰ 1 提案の内容

社員の皆様に心より感謝しつつ、下記の理由に基づき、1株につき年間の配当金を50円とする。従って、1株当たりの中間配当金が20円であったので、期末配当金を1株につき30円とする。

2 提案の理由

2025年の「株式分割」、「自社株買い」、そして、「累進配当導入」は一定の評価をし得るし、感謝します。

しかし、1994年の株価3,450円を、その後30年以上が経過しているが、未だに1度も超えていないのみならず、わずか3年前（2023年5月）の株価1,805円さえ下回っている。これは、時価総額、即ち『企業価値の低下』を意味し、株式市場において、“成長株”とは評価されていない証左なのではなかろうか。

本来は、収益拡大による時価総額（企業価値）の増大を目指すべきであるが、上記現状においては、『増配』により時価総額（企業価値）の増大を図るべきであろう。

3 配当財産の種類、剰余金の配当が効力を生じる日、配当金支払開始日、に関しては、会社提案と同様とする。

II 1 提案の内容

定款を変更（新設）し、「ワイエイシイホールディングス株式会社の取締役として最適の人物であれば、性別又は国籍にかかわらず、積極的に就任させることとする。」と追記する。

2 提案の理由

「真の国際企業」及び「100年企業」の実現のためには、当然のことであるが、上場企業である限り名実共に（量的のみならず、質的にも）『成長企業（成長株）』であると株式市場から評価されることが必要不可欠である。

日本人男性が優秀であっても、世界は広く優秀な人材は満ち溢れている。いわゆるグローバル企業の役員構成の多様性を見れば、明らかであるし、特にYACの場合は、20社を超すグループ内企業の力（シナジー効果）を最大化させ、YACの『成長力』を一層増大させる能力を有する者を性別又は国籍に関係なく取締役として積極的に就任させるべきであろう。

5年連続の株主提案でお手数をおかけ致しますが、宜しくお願い申し上げます。

以 上

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 剰余金処分の件（前記1（3）Iが該当）

①本株主提案の概要

本株主提案は、当社普通株式1株につき50円。（うち期末配当30円）

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

③反対の理由

- a. 当社は、2021年度より一層の株主還元を目指し、配当性向30%を目安とした安定的な配当政策をすることを株主還元方針として公表し、以後、それを上回る配当を還元してまいりました。こうした中、当社株式を長期的にご保有いただく株主の皆さまへの還元姿勢を一層明確とするため、2025年11月に配当方針を見直し、累進配当(※)の導入を公表いたしました。

(※)1株当たり配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行なうものです。ただし、M&A等の大きな投資機会発生の際には、この限りではございません。

- b. また、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を高めることと、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的に、2025年1月1日を効力発生日とする株式分割を実施するとともに、2025年11月14日からは1,400千株（10億円）を上限とする自己株式の取得を行うなど、必要な資本政策を取っております。
- c. 株価水準については、2023年5月30日の直近最高値1,805円（株式分割以前は3,610円に相当）よりは下回るものの、最近10年を通じてみますと順調に上昇しており、企業価値は相応に向上していると思われまます。一方で、株主提案にあります「1994年の株価3,450円（同6,900円相当）を、その後約30年以上が経過しているが未だに1度も超えていない」というご指摘は、期末配当金を増配する理由としては賛同しかねます。
- d. 当社の2026年3月期決算における親会社株主に帰属する当期純利益は、1,311百万円、1株当たり当期純利益は71円64銭と、予想を上回る結果となりました。ただし、一過性の要因（M&Aに伴うキャッシュを生まない負ののれん計上）によるところが大きく、これを除くと前年度を下回る水準となります。しかしながら、配当金については、株主の皆様のご支援にお応えすべく、2025年5月14日付「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表のとおり、年間配当40円（うち期末配当20円）とさせていただく予定です。配当性向は55.2%（一過性の要因を除いた場合の配当性向は190%超）となり、十分な株主還元ができているものと考えております。

- e. そして、今次 2026 年 3 月期の自己資本比率は 38.7%（連結）であり、財務体質の強化を引続き重点施策と捉えると共に、将来の持続的成長に向けた継続的な設備投資や研究開発投資に加え、M&Aにも適時に対応する必要があり、そのためには内部留保を確保するとともに機動的な活用にも備えることが重要となり、また、不測の事態に備えるためにも、配当と内部留保の適正なバランスを図る必要があります。

従いまして、本株主提案に基づく 2026 年 3 月期における増配に伴う追加支出は抑制すべきと考えております。当社は、今後も中期経営計画の着実な実行により経営基盤の強化、財務体質の改善に取り組み、さらなる企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応じて参る所存です。

(2) 定款変更の件（前記 1（3）Ⅱが該当）

①本株主提案の概要

本株主提案は、当社定款上に「当社の取締役として最適な人物であれば、性別又は国籍にかかわらず積極的に取締役へ就任させる」旨の規定を設けるものです。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

③反対の理由

- a. 当社は、取締役会の多様性と独立性の確保は重要な課題と認識し、コーポレートガバナンス・コードの各原則に従い、現在、独立社外取締役の女性 1 名を構成メンバーとしております。引き続き、世の中の流れや投資家の要請を考慮しながら、性別や国籍等にかかわらず、取締役会の実効性向上を目指して、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応した人選を図ってまいります。
- b. 本株主提案の趣旨は尊重しつつ、定款の変更ではなく、その時々々の状況を踏まえた柔軟な取締役会の運用により対応すべきものと考えます。
- c. そもそも、当社の定款では取締役の要件について性別又は国籍による制限を設けておりませんので、本提案の趣旨には合致しているものと考えられます。従って、変更する理由が全くないものと考えられます。

以 上